

「新しい生活様式」の中での社会教育の在り方

【 提 言 】

(案)

令和4年 月

高知県社会教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 新型コロナウイルス感染症が社会教育に与えた影響	2
1 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」	
2 「新しい生活様式」を取り入れた社会教育の新たな課題	
第2章 本県の社会教育の現状と課題	5
1 市町村への聞き取り	
2 コロナ禍以前から続く高知県の社会教育の現状	
3 各社会教育委員からの意見	
4 コロナ禍によって再認識した社会教育の重要性と可能性	
第3章 施策の方向性	11
1 公民館等の社会教育施設の取組の工夫	
2 居場所の確保と充実	
3 地域学校協働本部事業（学校との連携）の充実	
第4章 具体的な推進方策	14
1 公民館等の社会教育施設の取組の工夫	
(1) 〈遠隔地でもつながることができる公民館活動〉	
(2) 〈人材の育成と後継者の確保〉	
2 居場所の確保と充実	
(1) 〈県内の社会教育関係団体への支援〉	
(2) 〈居場所づくりに取り組んでいる団体の教育的活動の追加に向けた支援〉	
3 地域学校協働本部事業（学校との連携）の充実	
(1) 〈学校をプラットフォームとした活動の展開〉	
(2) 〈コーディネーター等の人材育成と交流の促進〉	
おわりに	19

はじめに

令和4年 月

高知県社会教育委員会 委員長 川田 米實

第1章 新型コロナウイルス感染症が社会教育に与えた影響

1 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症第1例目が確認されて以降、令和4年に至るまで新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続いており、これを起因とする様々な社会的な影響を「コロナ禍」と表現されるようになりました。

コロナ禍において、更なる感染拡大を防ぐには、飛沫や接触による感染対策が有効であるとされており、近距離での会話を避けることやマスクの着用、手指消毒の徹底などを、これまで以上に日常生活に定着させていかなければなりません。これを「新しい生活様式」と呼び、現在の我々の生活におけるスタンダードな習慣となっています。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

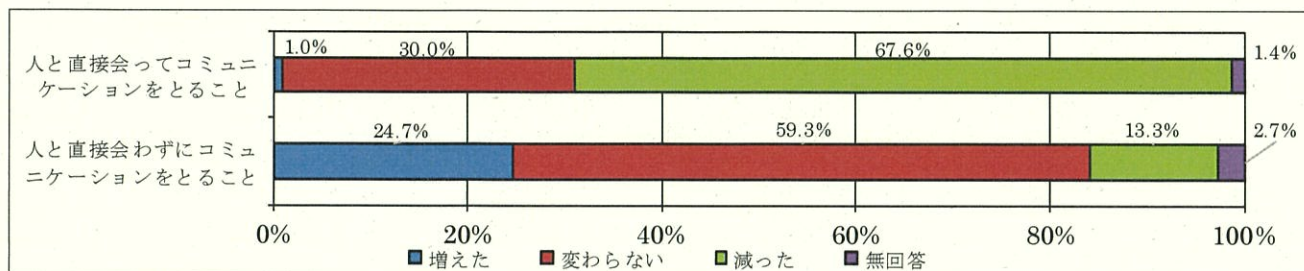
「引用：厚生労働省「新しい生活様式」の実践例」

2 「新しい生活様式」を取り入れた社会教育の新たな課題

令和3年には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、孤独や孤立が深刻化しているとし、政府が初めての実態調査を行っています。

全国の満16歳以上の20,000人が調査対象となった本調査では、人と直接会ってのコミュニケーションが減ったと回答した割合は6割を超えています。(図表1)

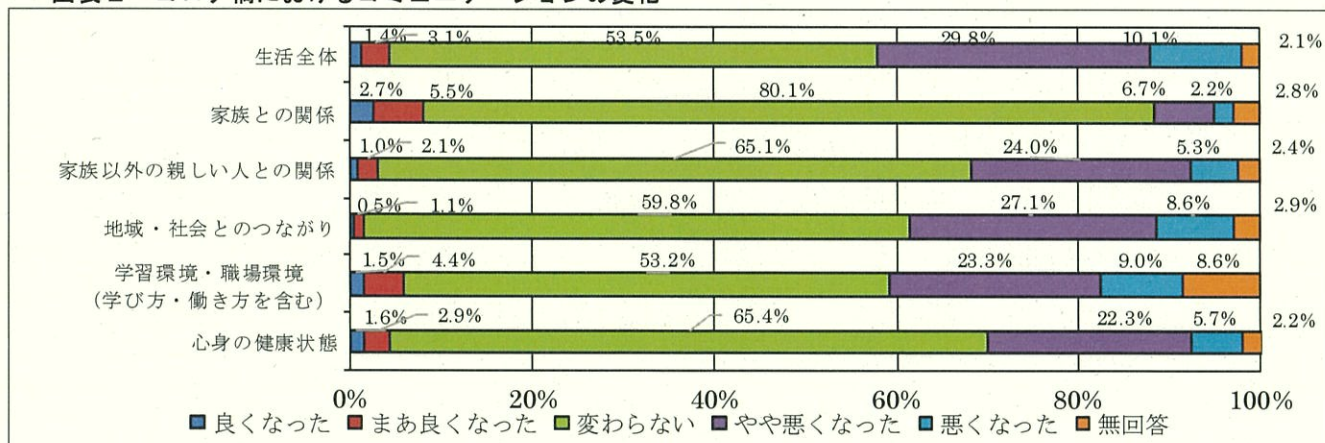
図表1 コロナ禍におけるコミュニケーションの変化



出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」(内閣官房)

また、日常生活においては、家族との関係以外の項目で、日常生活の変化を「悪くなった」もしくは「やや悪くなった」との回答が3割から4割弱あることから、コミュニケーションの減少が人とのつながりにおいて、重要なファクターであることが示されています。(図表2)

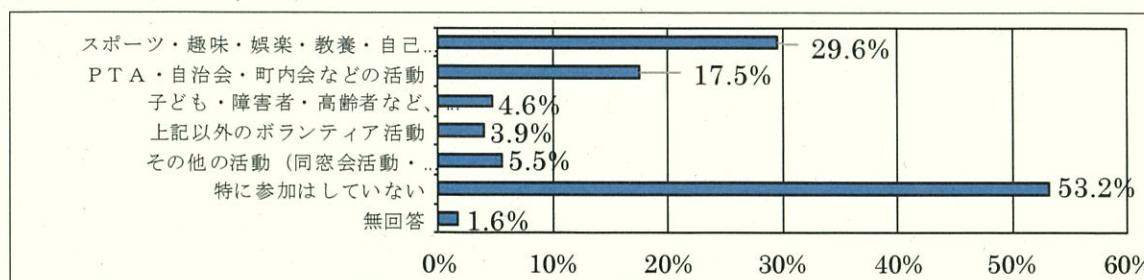
図表2 コロナ禍におけるコミュニケーションの変化



出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」(内閣官房)

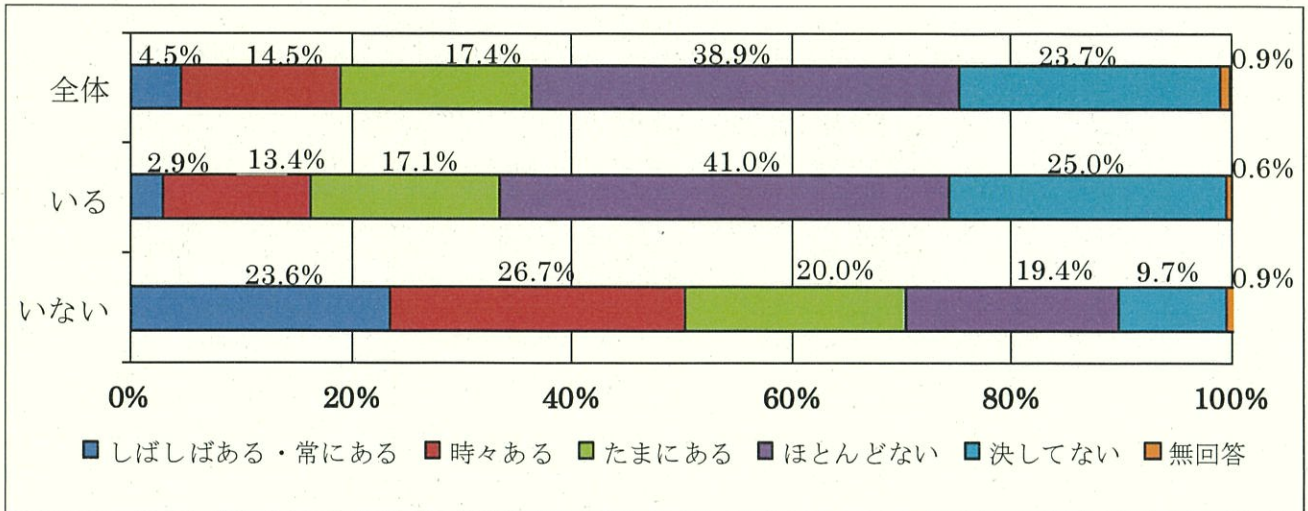
調査では、社会活動への参加状況や相談相手の有無についても触れており、半数以上の人々が社会活動をしていないことや、孤独を感じている人の多くに相談する相手がいないことがわかります。(図表3～4)

図表3 社会活動への参加状況



出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」(内閣官房)

図表4 不安や悩みの相談相手の有無別孤独感

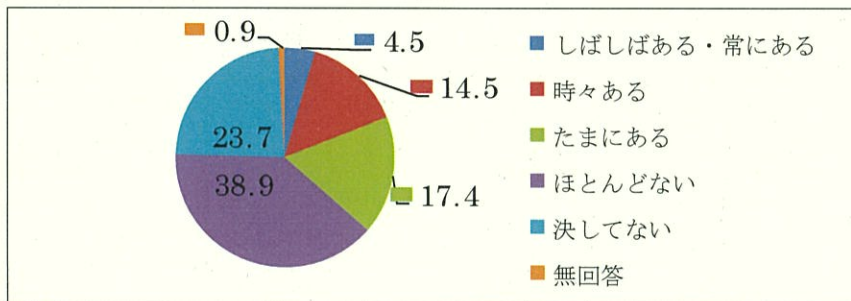


出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」（内閣官房）

調査の本旨である孤独を感じている人の割合については以下のとおりとなっています。

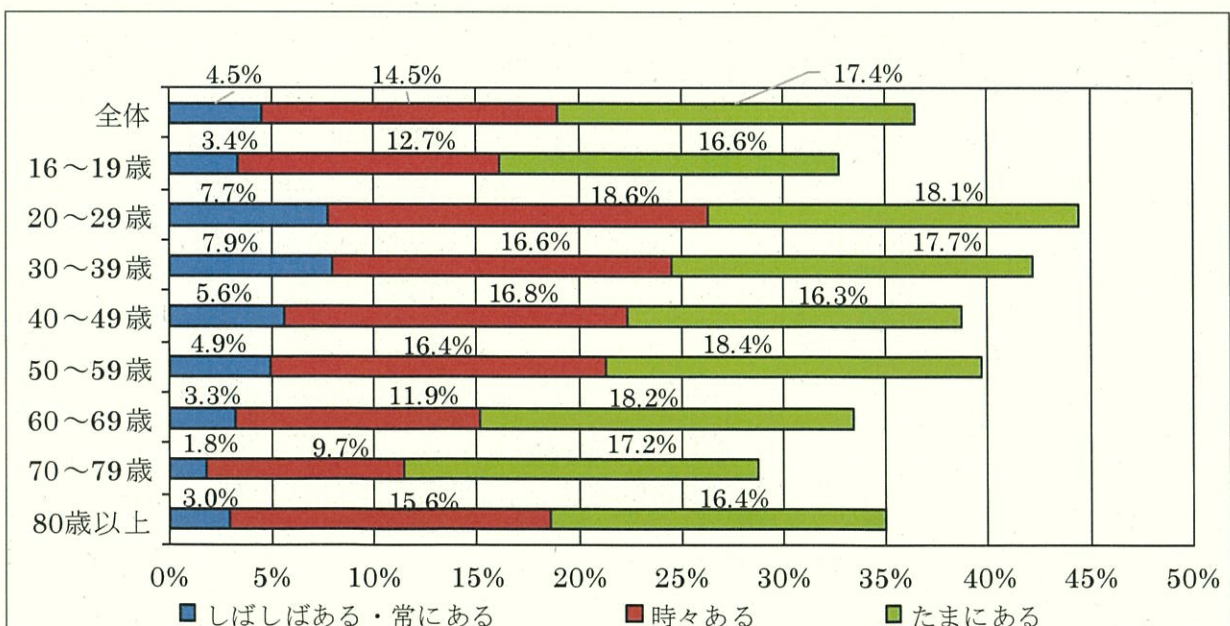
（図表5～6）

図表5 孤独の状況



出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」（内閣官房）

図表6 年齢階級別孤独感



出典：「令和3年人々のつながりに関する基礎調査結果」（内閣官房）

年齢別でみると、特に20歳から39歳までの数値が高くなっているものの、孤独感を感じている人は全世代に一定の割合で存在することがわかります。

孤独を感じているものの、大半の人は社会活動をしていないことから地域とのつながりが少なく、悩みを抱えていたとしても相談相手がおらず、そこにコロナ禍の影響も相まって人と直接会う機会そのものが減少傾向にあるという負のスパイラル現状につながっているのではないのでしょうか。

社会教育では、人と人とのつながりによって成り立っています。

コロナ禍以前であれば、直接対面しての会話であったり、活動を共にすることなどによるつながりづくりが基本となっていました。

ところが、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことで、接触感染や飛沫感染防止のため、対面しての会話機会の減少、イベントの規模縮小や中止など、これまで社会教育において重視していた直接人と会って交流することが難しい時代となりました。

少子高齢化などを背景とし、社会教育に携わる人口も少なくなる中、活動の停滞は社会教育の衰退にもつながると考えられます。

そのためにも、「新しい生活様式」に則り、インターネット環境を活用したつながりの確保や、感染防止対策を講じたうえで活動を実施するなど、従来の社会教育からの転換期を迎えています。

第2章 本県の社会教育の現状と課題

1 市町村への聞き取り

県内市町村を訪問し、市町村の社会教育現場にコロナ禍がどのような影響を及ぼしてきたのか、また、「新しい生活様式」がどのように働いているのか、意見を取りまとめました。

【コロナ禍による社会教育の変化】

- 研究会・研修会等の様々な事業が多数中止となった
- 感染を恐れ、取り組みへの協力者が減った
- 顔をあわす機会が少なくなったことで、地域とのつながりが希薄になった
- 事業への参加者の固定化や若者の参加率の低下など、コロナ禍以前からの課題が顕著になった

事業の中止やそうしたことに起因するつながりの希薄化に加え、コロナ禍以前から続いていた、過疎化や高齢化等の要因による行事継続の困難さ等の課題がコロナ禍によって悪化してしまうといったことがあったようです。

様々な事業を中止せざるを得なかった原因は、未知のウイルスということもあり、どのような対策が有効であるかがまだ実証されないことへの不安が大きかったという声も

ありました。

そうした中、3密を避けるなどの感染予防に効果的とされる対応指針をまとめた「新しい生活様式」が打ち出され、少しずつ、活動が再開されました。

市町村には、「新しい生活様式」によって、停滞せざるを得なかった社会教育がどのように変わっていったのかについても意見を伺いました。

【「新しい生活様式」は社会教育にどのような変化をもたらしたのか】

- 中止されていた事業について、規模の縮小や対人距離の確保などに努めることで、再開することができるようになった
- インターネットを活用し、遠方からでもつながることができるという発想を得ることができ、選択肢の幅が広がった
- 公民館等の公共施設にパソコンやWi-Fiの整備が進み、より利用しやすい環境づくりが進んだ

「新しい生活様式」が社会教育現場にもたらした効果には、活動再開の指針となったこと、つながり方への新しい選択肢が生まれたこと、利用者が使用しやすくなるよう公共施設においてインターネット環境充実のきっかけになったことなどがあるようです。

2 コロナ禍以前から続く高知県の社会教育の現状

コロナ禍が社会教育に及ぼした影響や「新しい生活様式」が社会教育に与えた可能性を考えていく上で、それら以前からの本県の社会教育の現状を理解しておくことも必要と考えます。

市町村への聞き取りの中で、コロナ禍以前から続く社会教育の課題についても伺いました。

【コロナ禍以前から続く課題】

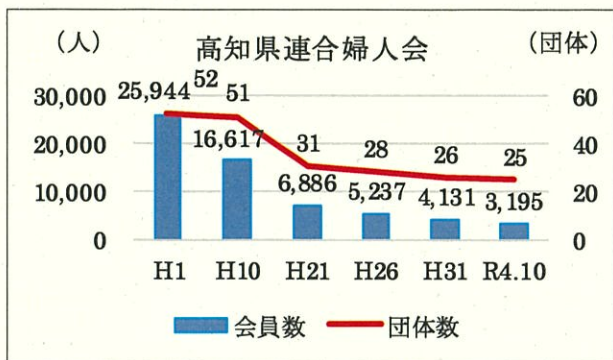
- 地域のリーダーやコーディネーター役となる人材の不足
- 参加者の固定化や高齢化
- 活動が地域に上手く浸透していない

ほぼすべての市町村に共通していることとして、今の社会教育（特に地域活動）をリードしている世代の多くが60代以上の方々が中心となっており、それに続く若い世代の方々が活動に参加しなくなっている傾向が見られています。

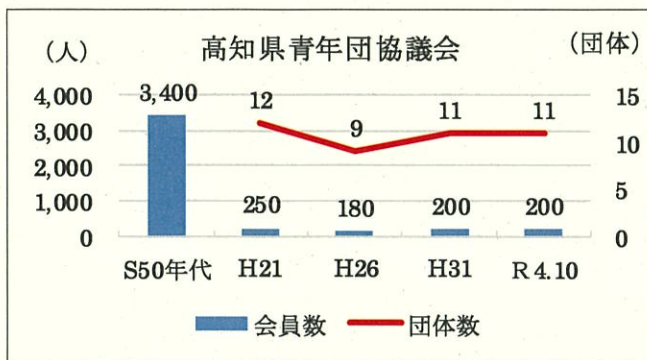
そのため、次の世代に引き継ぎたくても引き継げないという現象が起こり、後継者の育成が急務であります。

県内全域を対象として活動を行っている社会教育団体の推移をみても、人員不足となってきたことは明らかで、次代を担っていく人材の発掘や育成が求められていると考えられます。（図表7～図表9）

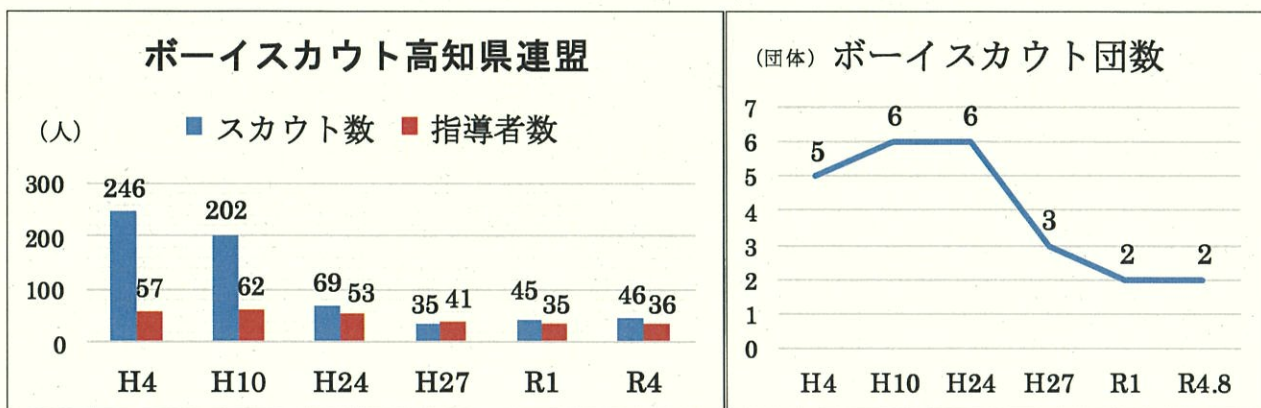
図表7 高知県連合婦人会の会員数団体数の推移



図表8 高知県青年団協議会会員数団体数の推移



図表9 ボーイスカウト高知県連盟のスカウト数、指導者数及び団数の推移



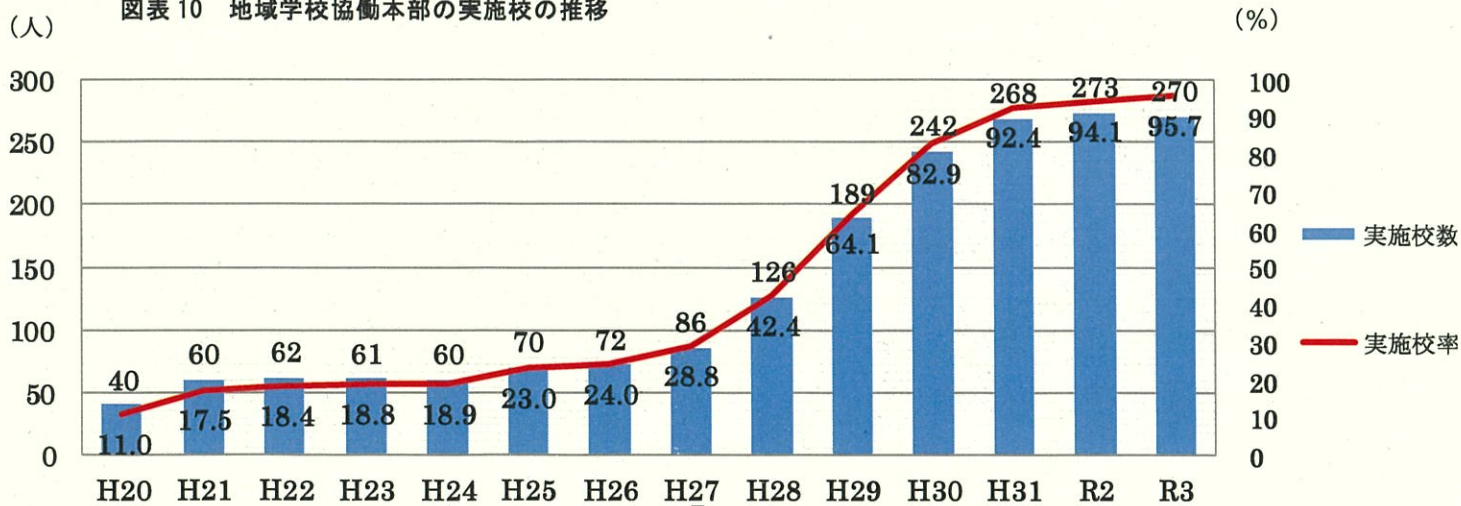
また、人材以外の面でも、活動そのものが地域に上手く浸透していないという声もありました。

その例としては、地域学校協働本部事業における事例があります。

平成27年の中央教育審議会の答申において、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制の必要性が提言されたことにより、地域学校協働本部事業が始まりました。

平成20年度から始まっていた学校支援地域本部事業を前身とし、より学校と地域において双方向の連携・協働などの組織化を目指したものとして、現在、県内の9割以上の学校に設置されており、ほぼ全ての学校で地域との協働体制が構築されています。(図表10)

図表10 地域学校協働本部の実施校の推移



地域学校協働活動はこれまで社会教育が培ってきた財産と密接に関わっています。今後はこの仕組みや体制を生かして、学校を核とした地域づくりへと展開していくことで新しい社会教育の地平が切り拓かれることを期待します。

3 各社会教育委員からの意見

社会教育を取り巻く環境やコロナ禍が社会教育に与えた影響などについて、各社会教育委員から以下の意見が示されました。

【コロナ禍以前からの課題】

- 教育は社会の変化とともに変わっていくものだが、本県社会教育にはそうした変化がないように感じられる。
- 社会教育において、経験を学びとして活かすことができるようになることはとても重要な部分である。
- 社会教育を推進していくためには、市町村単位での社会教育委員の意識改革が必要。
- 地域をコーディネートする人材の発掘や育成が必要。
- 住民ひとりひとりに地域を良くしようとする意識を持ってもらうことが重要。
- 子ども達や地域のことを真剣に考えてくれる人材を巻き込んでいくことや育てていくことなど、多様な人材の確保が必要。
- 活動の中から主体的に関わろうとする人材をいかにして育てていくのか、ということがこれからの社会教育を考える上で欠かせない。
- 地域コミュニティの核である公民館活動が衰退してしまっている。
- 社会の一員として、ひとりひとりがどのように地域に貢献できるのかを考えられるよう、社会教育について学ぶ機会が必要。
- 社会教育に対する学校の理解や協力について、学校による差が大きい。
- 地域で子どもたちが育ち合う環境を、いかにしてつくっていくのが課題。
- 地域課題の解決に向け、学校をプラットフォームとした活動をしていくにはどうすればいいかを考えなければならない。
- やりたいことに対して、制限なくチャレンジできる環境づくりが必要。
- 何かを推進する場合、何を目指すのかというイメージの共有化を図ることが重要。

【コロナ禍による弊害】

- 対面する機会が少なくなったことで、運動や言葉など、子どもの発達段階にも影響が大きく、3密を避けるなどの対策を講じながら支援していくことが重要。
- 自粛や中止となった事業が多いことから、学習やイベントへの餓えを感じている住民

が多い。

- コロナ禍により「発表の場がなくなった」、「講座がないとさみしい」という意見が公民館に届いた。
- 他者との関わりを持つことが非常に少なくなったことにより、感性が鈍ることを実感し、危惧している。

【コロナ禍での気づき】

- やるべきことや大切にすべきことの優先順位が明確化された。
- 対面する機会が少なくなったからこそ、直接的な関わり的重要性を再認識した。
- 感染予防のための生活様式の体験の場や、オンラインでは伝えることの出来ない学びや気づき、チャレンジする生活体験の場などが必要。
- 快適な学習環境を整えることは大切。
- ICT機器の需要の高まりから、教育における環境の重要性をひしひしと感じる。
- 変化の中で、学びには人それぞれに合ったスタイルがあることに気づくことができた。
- 学びには、多様なスタイルがあることに気づいたことで、多様な学びを保障するために、どのような支援が必要なのか考えるきっかけになった。
- 学びについて見つめ直すきっかけになったのではないか。
- 「誰のために」、「何のために」やっているのか、そのイメージの共有をしっかりとした上で、取り組む姿勢は、社会教育において非常に大事にしなければならない部分だと感じた。

【「新しい生活様式」への対応】

- オンライン対応が増え、指示が可視化されたことでスタッフの能力向上に繋がった。
- 時間を有効に使うことができるようになった。
- コロナ禍では何ができるのかを真剣に考えることで、チームワークの強化に繋がった。
- 実際に集まっての行事開催と並行し、オンライン環境を整備することも必要。
- コロナ禍を経験し、住民が何を求めているのか、社会教育の分野で何ができるのか、しっかりと判断することが必要と感じた。
- コロナ禍だからこそ、今できることを考えていかなければならない。
- オンラインでできることもあるが、リアルで開催することのメリットも多くあるので、オンラインとリアルのバランスを考えていかなければならない。
- コロナ禍でも家庭・学校・地域との繋がり・知の循環を途絶えさせないために、生涯学習という大きな流れの中に学校教育や社会教育もあるという意識の統一をしていくべき。
- コロナ禍を経験し、住民が躍動できる場面をつくることの重要性を痛感した。

- 情報弱者をつくってはいけない。
- コロナ禍を自分たちに与えられた試練とし、こうした困難な状況を乗り越えることに意味を見いだすことも大切。
- 今後は、個別最適な大人の学びをどう支援するのかが問われており、それが「新しい生活様式」やニューノーマルと呼ばれる、新しい時代となっていくのではないかと感じている。

【その他】

- 社会教育は、社会との繋がりを自分事として捉えることだと考えている。
- オンラインは非常に便利なツールであるが、大人と子どもでは使用した際の効果が異なるのではないかと考えている。
- 地域学校協働本部事業などの取組を広げていくためには、地域性を考慮しつつも、誰でもできる仕組みを構築することが必要。
- 居場所を利用される方に選択肢を持ってもらうためにも、地域の中に多様な居場所が複数あることが必要。
- 地域との関係性を構築していくためには、継続して取り組むことで、地域の中で信頼してもらうことが重要。
- 地域の人に関わりたいと思えるような関係性を築くことが重要。
- 地域とのつながりの中で様々な可能性が生まれ、多様性へと発展していく。
- 「誰のための、何のための仕事なのか」を常に意識することが重要。
- 地域に関心を持つことが社会教育の入り口。
- 公民館をはじめ、それぞれの団体等が持っている機能をかけ算の発想で展開、発展させていくことが、これからの社会教育の方向性ではないか。
- 多様な価値観を認め、共に成長し合えるようなコミュニティがあることは、地域にとって非常に喜ばしいことではないかと感じる。
- 社会教育の在り方は、「やれることはとにかくやってみる」、「できないことでもどうすればできるのかを考える」ということに尽きると考える。
- 様々な活動について、参加者目線で考えることが大切。
- 正確に住民のニーズを掴み、「誰でも」、「参加したいときに参加できる」場を整えることが社会教育において重要。
- 気軽に参加できる場が地域内にたくさんあって、利用者に選択肢があることが重要であり、そのために地域のリーダーとなれる人材育成が必須となっている。
- 人材育成のためには、まずは人材の発掘が必要であり、学校との連携はそうした部分においても大切にしなければならない。

4 コロナ禍によって再認識した社会教育の重要性と可能性

(1) 学習機会の重要性

3密を避けることなどを中心とした「新しい生活様式」の浸透により、研修会等の学習機会の多くは従来の形式での実施が困難となり、様々なイベントや事業において、中止や延期を余儀なくされました。

そのような中、参集形式からオンライン形式への開催方法の切り替えや、規模を縮小しての実施が増え、学びの機会が復活したことを歓迎する住民の声も多く存在します。

(2) 学習環境の重要性

「新しい生活様式」は、コロナ禍によって停滞してしまった社会教育現場に従来のような取り組みを取り戻すきっかけとなっていると同時に、新しい可能性として、その場にはない相手ともつながることができるという新しい視点をもたらしました。

例えば、インターネット環境の整った公共施設が増えたことで、これまでは交通機関の有無などによって参加することができなかったイベントに自宅から参加することが気軽にできるようになりました。

また、従来の社会教育において、つがることの基本は直接的な対面にありました。一カ所に集うことでそこが居場所となっておりましたが、遠方からでもつながることができるという選択肢が増えることで、居場所という概念の在り方も変わっていくのではないのでしょうか。

一方で、このような変化に柔軟に対応できる人とそうでない人との格差（デジタル・デバイド）が新たな地域の課題になることも予測されています。公共施設の情報化や地域住民の情報（ICT）リテラシーの向上への取組にも期待が寄せられます。

(3) つながりの重要性

オンラインの普及により、社会教育は遠方ともつながることができるようになったことで、つながりの形にも変化が生まれ、社会教育は新しい局面を迎えています。

オンラインを駆使した新しい遠方とのつながりの開拓と、従来から社会教育が大切にしている直接的なつながりのバランスの在り方については、これから考えていかななくてはなりません。

第3章 施策の方向性

市町村への聞き取りから見えてきた課題や、各委員からの意見を踏まえ、今後の本県における社会教育の方向性を整理しました。

1 公民館等の社会教育施設の取組の工夫

公民館等の社会教育施設は、地域住民にとっての生涯学習の拠点となっています。

社会教育施設の強みは、誰でも気軽に利用できる場所があり、まだまだ伸びしろがありそうです。

自由に活動するための空間を提供するだけでなく、自主事業なども数多く展開されており、住民が生涯学び続ける上で、極めて重要な役割を担っています。

地域住民の学びの拠点であるからこそ、地域のニーズを正確に掴み、それに応えていくことが求められます。

また、地域の課題を正確に捉え、課題解決のために尽力することのできる公民館活動を支える後継者の育成も必要です。

【高知県立塩見記念青少年プラザ】の活動

- 非宿泊型生涯学習施設であり、津波避難ビルにもなっています。
- 地域住民を中心に、幼児から高齢者までの幅広い世代を対象としています。
- 同施設内に入所している様々な団体と連携して利用者対応にあたっています。
- 令和4年度中のWi-Fi環境を完備を目指しています。
- 子どもの利用が多い時間と大人の利用が多い時間の棲み分けが自然にできています。
- 学習室では間隔を空けるよう利用者に徹底しており、快適な空間の提供ができています。

【土佐清水市立中央公民館】の活動

- 土佐清水市に唯一の公民館として、市域の学びの拠点になっています。
- コロナ禍によってオンラインを活用する場面が多くなった対応策として、「オンラインで役立つ！話し方教室」や「LINE教室」、「パソコン入門教室」などを開講し、情報弱者をつくらない取組を行っています。
- 「NOTことなかれ主義」を掲げており、住民本位で考えることを意識しています。
- 今後は、イメージや学びを共有し、循環させていく「知の循環型社会」をキーワードとしていくことが重要だと考えています。

2 居場所の確保と充実

地域住民が集う居場所が地域にあることで、住民同士がつながるきっかけになります。居場所を運営する団体や施設を支援し、地域の中に多様な居場所を複数創出していくことが求められます。

また、そうした居場所で昔遊びなどの多世代間交流がなされ、学びの空間となるよう、指導者の育成等、活動を充実させていかなければなりません。

【子どもの居場所「えいや家」（特定非営利活動法人 GIFT）】の活動

- 貧困家庭を中心に社会から孤立化傾向があり、令和3年度からひとり親家庭を対象とした子育て家庭をサポートするため、「いちねん家族」という事業を開始しました。
- 子育てで忙しい保護者にゆっくりしてもらおうと、昼食を提供したりするほか、保護者同士で交流してもらうことでつながりをつくることを狙いとしています。
- 地域住民が主体的な相互支援を行えるコミュニティをコーディネートする人材の育成も目的としています。
- 地域のつながりを最大限に発揮できる拠点を確立させ、その情報や経験を発信しています。

3 地域学校協働本部事業（学校との連携）の充実

社会教育を推進していく上で、学校との連携は必須です。

学校を核とし、地域住民が主体的に地域課題に向き合うようになれば、地域をコーディネートできる人材の発掘にもつながるなど、多様な人材の確保が可能になると考えられます。

社会教育に対する学校の理解や協力体制については温度差があり、今後、より一層の推進を図るためには、例えばモデル校を設定し、その成果を横断的に展開していくことなども有効ではないかと考えられます。

【香美市立香長小学校】の活動

- コミュニティ・スクールを立ち上げた当初は、関係者の全員が手探り状態ということもあり、話し合いが滞ることもありました。
- 子どもと地域の両方が元気になっていなくてはいけないということで、「子どもが輝く学校づくり！笑顔と活気があふれる地域づくり！」という目指す姿を決めた後は活発な意見交換がなされるようになりました。
- 地域住民から、「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部」という名称では何を指すのかわかりにくいという意見があり、「香長っ子もりあげ隊」という呼称をつけたことが、目的意識の共有に繋がりました。

【津野町】の活動

- 特別な支援が必要な子どもについて、支援員や医療関係者などの学校以外の方とも連携するなどして、地域全体で子どもの成長を見守る体制をつくっています。
- 町内の学校運営協議会では、地域のみんなで子ども達を育てるべきとする議論が活発に行われており、学校運営協議会から教育委員会に対して提言がなされ、予算化した取組もあります。
- 学校を核とした地域づくりは学校の管理職の手腕による部分が大きいので、行政はそのサポートをしていくことが大切です。

第4章 具体的な推進方策

1 公民館等の社会教育施設の取組の工夫

(1) 〈遠隔地でもつながることができる公民館活動〉

地域住民の学びの拠点である公民館であっても、地理的な課題から公民館に足を運べない子どもや高齢者がいます。

そうした需要に対して、オンライン公民館や移動公民館などの取組をはじめ、遠隔地であっても、公民館活動に参加できる仕組みづくりが有効だと考えられます。

例えば、オンライン公民館を実施し、それにあわせて機器の使い方講座等を開催することなどにより、地域全域に学びを循環させる体制を構築することができます。

オンデマンド形式であれば、開館時間に制限されることもなくなり、仕事等で日中の公民館利用ができない層に対しても広く活動の機会を提供することができます。

また、社会教育の特徴のひとつには、直接的な人との交流による暖かさや熱を感じられることも挙げられます。オンラインやオンデマンドは便利な反面、そうした部分が伝わりにくい面もあるので、そうした部分を感じてもらうためには、やはり直接的な交流の場も不可欠です。

様々な理由から行動範囲が狭い方に対し、公民館側から出向いていく取組は非常に有効なアプローチ方法だと考えられます。

例) オンライン公民館や移動公民館などの取組

(2) 〈人材の育成と後継者の確保〉

現在、コロナ禍以前とコロナ禍を経ての経験を比較することができることは大変

貴重であると言えるかもしれません。

だからこそ、こうした転換期の気づきや学びを、これからの指導者に引き継いで行かなければなりません。

そのためには、専門的な知識と地域全体をコーディネートすることのできる能力を持った社会教育主事（※1）や社会教育士（※2）は適任と言えます。

社会教育主事については、社会教育法第9条の2において各市町村に置くこととされていますが、半数以上の市町村においては発令されていない現状となっています。

市町村において、公民館をはじめとした社会教育施設に携わる方への資格取得を促すことが急務となっています。

また、人材の育成とあわせて後継者の確保についても考える必要があります。

行政職員に限らず、公民館運営審議会の委員など、施設の運営に地域住民が参画することもあるので、地域に目を向け、人材の発掘に努めることも重要です。

その土地に暮らしている方に限定せず、間接的にその地域に関わっている人や他県などから移住してきた方などにも視野を広げることで、多様な人材の確保や幅広い意見の獲得などにつながると考えられます。

例) 社会教育主事講習の受講促進による人材育成

※1 社会教育主事の資格を得るための社会教育主事講習は、四国4県が毎年順番に開講しています。（高知県では令和7年度に高知大学で開催予定）

※2 令和2年度より文部科学省が認定している称号です。

「社会教育士」は、自分たちの暮らす地域を面白くしたい、新たな人ともっと出会いたい、多様な人ともっとつながりながら活動したい、という前向きな気持ちになれるきっかけとしての「学び」の機会を、社会のいたるところに仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材です。

（出典：PRTimes「【文部科学省】今年度から「社会教育士」が新たにスタート！」）

2 居場所の確保と充実

（1）〈県内の社会教育関係団体への支援〉

地域で活動する社会教育関係団体は、子どもに限らず、地域住民の居場所となったり、地域のリーダー的な役割を果たしたりしています。

そうした団体に対し、例えば、研修会等での発表の場を提供することなどができ

ば、団体以外の多くの人々に対し、団体そのものを知ってもらうことにつながるので、新規会員の確保につながることを期待できます。

社会教育に携わる団体の多くは、地域に根差している反面、地域以外とのつながりに関しては、団体によって大きく差があります。

県や市町村等が主催する様々な研修会等でこうした団体の取り組みを紹介する機会を設けることは、横のつながりが新しく生まれ、団体の規模拡大等、活性化に期待がもてます。

例) 高知県社会教育実践交流会での実践発表

(2) 〈居場所づくりに取り組んでいる団体の教育的活動の追加に向けた支援〉

地域の中には様々な居場所があります。

子ども食堂や放課後子ども教室などに代表されるそうした居場所において、社会教育ができる支援としては、教育的な価値を付加することが挙げられます。

居場所での利用者同士の多世代間交流や、幼い子どもに対しては絵本の読み聞かせを行うなどの学習的要素を盛り込むことで、質的向上が期待できます。

例えば、ファシリテート能力の向上を目的とした研修等を受講することで、居場所に集まった利用者のニーズを上手く拾い上げることができるようになるなど、充実した居場所づくりにつながることに期待が持てます。

地域の中で居場所づくりに取り組んでいる団体への支援が、より多くの居場所の創出につながると考えられます。

居場所に関しては、気軽に利用することができるか否かが重要です。

また、画一的な居場所ではなく、多様性を持った居場所が地域内に複数あることで、利用者が居心地のいい居場所を選択できる環境を整えることも必要です。

例) 「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」活用のためのファシリテーター養成研修会への参加

3 地域学校協働本部事業（学校との連携）の充実

(1) 〈学校をプラットフォームとした活動の展開〉

地域全体で子どもたちの成長を支えていくには、学校を核とした地域づくりが重要であり、これからはより一層、学校と地域との連携協働が求められます。

そうしたことにより、学校が地域住民にとっての生涯学習の場となっていくことが

目指すべきところであり、地域を活性化させていくことにもつながっていくと考えられます。

学校と地域が一体となって取り組む地域学校協働本部事業では、子どもたちと地域の人々の双方向の学びの仕組みを構築していくことが大切です。

施設の開放のみならず、Wi-Fiの整備などの学習環境を整えていくことをはじめ、学校を介して地域がつながっていく体制づくりが求められます。

例) 地域学校協働本部事業とコミュニティ・スクールの一体的推進

地域住民と子どもたちが共に学び合える仕組みづくり（授業開放など）

(2) 〈コーディネーター等の人材育成と交流の促進〉

地域学校協働本部の設置促進等の取組については、多くの学校で体制の整備が進んでいるものの、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められています。

地域学校協働本部事業の活動内容については、市町村や学校によって差があることが課題となっており、コーディネーターの質的向上を図ることが求められています。

そうした課題を解消するため、本県では、平成30年度から継続的に高知県地域コーディネーター研修会が実施されており、他地区の実践から学ぶ学習機会としてだけでなく、普段交流の少ない地区のコーディネーターと意見交換する場としても機能しており、こうした取組を継続させていくことが有効であると考えられます。

例) 高知県地域コーディネーター研修会の継続実施

社会教育主事講習等規程（一部抜粋） ※「法」とは「社会教育法」を指す
(講習の受講資格者)

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 2 教育職員の普通免許状を有する者
- 3 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 4 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 5 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

社会教育法（一部抜粋）

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

おわりに

〈参考資料〉

- ・ 提言【概要】
- ・ 高知県社会教育委員名簿
- ・ 高知県社会教育委員会における検討の経緯
- ・ 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の
推進（令和4年度の実施の全体像）

高知県社会教育委員会 【「新しい生活様式」の中での社会教育の在り方】 提言【概要】

コロナ禍以前から続く本県社会教育の現状

課題

- 後継者の発掘・育成
- 市町村における社会教育委員等、コーディネーター役となる人材の意識改革
- 地域学校協働本部等の取組が地域に認知されていない

対応策

- 中高生の参画を促す
- 社会教育関係団体が相互に連携し、地域と若者をつなぐ
- 市町村社会教育担当者、社会教育委員に対する研修会の実施
- 社会教育士の育成
- 活動が地域に馴染みやすいものにするために名称を工夫（地域学校協働活動）

新型コロナウイルス感染症が社会教育に与えた影響

- 様々なイベントや事業等の中止などによる学習・交流機会の減少。
- 直接的な対面・対話機会の減少による地域内でのつながりの希薄化。
- コロナ禍以前から課題となっていた後継者不足や若者離れの進行が進んだ。

「新しい生活様式」（3密回避など）

社会教育にもたらした変化

- 公民館等の社会教育施設において、Wi-Fi設備が進んだほか、対人間隔を空けた利用の促進により、利用が見通しが立った。
- 人と人がつながる方法について、従来の参集による対面以外のオンラインを駆使した方法が選択肢として増えた。

「コロナ禍でも家庭・学校・地域との繋がり・知の循環を途絶えさせない」

協議の方向性の柱



具体的な推進方策

【遠隔地でもつながることができる公民館活動】
【人材の育成と後継者の確保】

【県内の社会教育関係団体への支援】
【居場所づくりに取り組んでいる団体の教育的活動の追加に向けた支援】

【学校をプラットフォームとした活動の展開】
【コーディネーター等の人材育成と交流の促進】

高知県社会教育委員名簿

区分	氏 名	現 職 名 等
学校教育	久寿久美子	津野町教育長
	竹村 淳子	香美市立香長小学校 前校長
社会教育	仲村 貴介	高知県小中学校P T A連合会 会長
	森岡 千晴	高知県青年団協議会 理事
	岩井 拓史	土佐清水市立中央公民館長
	川田 米實	社会福祉法人ぷらうらんど 理事長
	眞鍋 大輔	特定非営利活動法人G I F T 副理事長
家庭教育	廣末 ゆか	高知学園短期大学看護学科 教授（特別任用教員）
学識経験者	斉藤 雅洋	高知大学地域協働学部 准教授
	松田 弥花	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授
	清國 祐二	大分大学大学院教育学研究科 教授

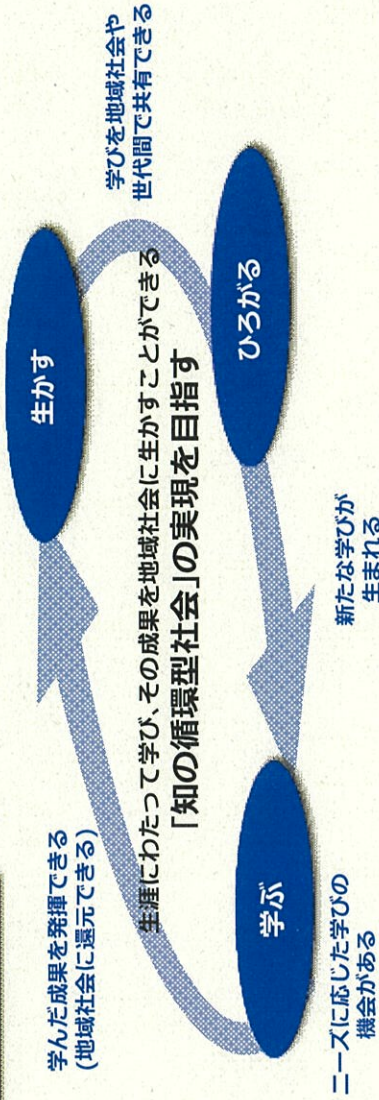
高知県社会教育委員における検討の経緯

回	開催日	内 容
第1回	令和3年 5月21日	【協議】 ◆テーマ設定の趣旨について ◆現状と課題・協議の論点について
第2回	令和3年 10月22日	【協議・学習会】 ◆課題の整理・論点の焦点化 ◆高知県版地域学校協働本部の取組 ①新しい生活様式の中での社会教育の在り方について ・新たな取組と工夫
第3回	令和4年 2月14日	【協議・学習会】 ◆令和4年度 社会教育関係団体への補助金について ◆居場所づくりに関する取組 ②新しい生活様式の中での社会教育の在り方について ・新たな取組と工夫
第4回	令和4年 3月14日	【協議・学習会】 ◆高知県内の青少年教育施設の取組 ③新しい生活様式の中での社会教育の在り方について ・新たな取組と工夫
中間 報告会	令和4年 3月25日	【報告】 ◆協議の進捗状況（中間報告）等について高知県教育委員会に報告
第5回	令和4年 5月18日	【協議】 ◆骨子の検討
第6回	令和4年 11月7日	【協議】 ◆提言案の検討 ◆令和5年度 社会教育関係団体への補助金について
第7回	令和4年 12月	【協議】 ◆提言案のまとめ
第8回	令和5年 2月	【提言】 ◆高知県教育委員会との意見交換会

知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進 (R4取組の全体像)

生涯学習課

目指す姿



背景

<第3期高知県教育振興基本計画>

社会・経済が急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。

また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

実現に向けた取組

■ 多様な学びの機会の提供

- 若者の学びなおしと自立支援事業費
若者サポートステーションにおいて、中学校卒業時や高校中退時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期無業であった方やひきこもり傾向にある方を支援

○ 読書ボランティア養成講座実施委託料

読み聞かせ等を行うボランティアの養成講座をNPO法人に委託して実施

■ 学びを地域に還元できる仕組みの充実

- 地域学校協働活動推進事業
地域住民が学校の教育活動を支援する取組を組織的・継続的なものにするここと、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する地域学校協働本部の設置拡大と活動の充実

生かす

○ 「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用

子育てのコツを身近な話題から楽しく学ぶプログラム」修了者を「親プロファシリテーター」として登録し、要請に応じて地域に派遣

○ 家庭教育支援基盤形成事業費補助金

子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援

○ 森林活用指導者育成事業

森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を実施

■ 「学ぶ」「生かす」「情報提供・相談機能の強化

- 生涯学習活性化推進事業
県民の生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習関係の情報提供や相談業務等を行い、県内生涯学習を充実・推進
- 自然体験型学習事業（民間団体対象）
本県の森林等、豊かな自然環境を活かした体験活動を経験するための集団宿泊体験を実施する民間団体を支援

学ぶ

<子どもたちを直接対象とした事業>

■ 学校教育ではできない学び・体験の機会の提供

- ・地域学校協働活動推進事業<再掲>
- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業<再掲>
- ・自然体験型学習事業（学校対象）
- ・青少年教育施設における主催事業
- ・高知みらい科学館運営費
- ・ブックススタート応援事業
- ・ふさと教育推進事業費補助金

○ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

幅広い地域住民の参加により多様な体験・活動を行う子ども教室と、共働き世帯等の児童を対象とした児童クラブを一体的に推進

○ 学び場人材バンク設置委託料

地域の人材を発掘・登録し、子ども教室や児童クラブに派遣

ひろがる

■ 学びを共有できる場の充実

- 社会教育実践交流会
様々な地域課題の解決や人と人との関係が密な地域づくりをめざし、社会教育関係者が一堂に会して実践事例に学ぶ(PTA研究大会)
- PTA活動振興事業
保幼小中高のPTA会員や関係者が一堂に集い、県内外の優れた実践事例に学ぶ(PTA研究大会)

○ 図書館管理運営費

「第2期オーテピア高知図書館サービス計画」に基づくオーテピア高知図書館が提供するサービスの拡充・強化を図る

○ 読書活動推進事業費

「第四次高知子ども読書活動推進計画」及び「高知県図書館振興計画」に基づき、県内の読書・情報環境の充実と活性化を図る

循環を支える

○ 青少年教育施設管理運営費

青少年の健全な育成に向けて、多様な体験・宿泊を伴う研修・講習、野外活動などを行う施設(直営2・指定管理4)の管理運営及び整備

○ 社会教育推進人材育成事業費

地域の学びを支える人材を育成(社会教育主事養成、市町村社会教育担当者研修)

○ 社会教育振興事業費補助金

地域の社会教育の要である社会教育団体への助成

○ 社会教育団体への支援

県公民館連絡協議会、県社会教育委員連絡協議会など社会教育団体の運営を側面支援